

砥部町長 様

砥部町成年後見制度利用支援事業申立費用補助金交付申請書

砥部町成年後見制度利用支援事業実施要綱第12条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、町長が補助金交付の可否を決定するに当たり、公簿等により本人（被後見人等）及びその世帯員並びに申請者（申立人）の所得状況等について確認することに同意します。

申請者 (申立人)	住 所				
	氏 名		本人と の 関 係	本人・配偶者・親・子 その他（ ）	
	生年月日				
	電話番号				
本人 (被後見人等)	住 所				
	氏 名		後見等 の 類 型	後見・保佐・補助	
	生年月日				
申請理由 ※該当する番号 に○を付ける	申 請 者 (申立人) ※申立人が親族の 場合に記載	1 生活保護受給者 2 要綱第8条第2項第2号に該当する者 3 要綱第8条第2項第3号に該当する者 (理由：)			
	本 人 (被後見人等) ※申立人が本人、親 族いずれの場合も 記載	1 生活保護受給者 2 要綱第10条第2号イに該当する者 3 要綱第10条第2号ウ該当する者 (理由：)			
交付申請額	円	内	収入印紙 円	郵便切手 円	診断書 円
		訳	鑑定料 円	戸籍謄本等交付・証明手数料 円	
補助金振込先	金融機関名		支店名		
	口座種別		口座番号		
	(フリガナ) 名 義 人				

※自署した場合は押印不要です。

※添付書類については、裏面のチェックリストにより確認してください。

※本人（被後見人等）に同一世帯員がいる場合は、裏面の所定欄に世帯員の氏名を記載してください。

(裏面)

【添付書類等】

1 共通書類 ※全員提出が必要な書類

- 後見開始等審判の審判書謄本の写し
- 審判が確定したことの分かる書類
(登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等)
- 申立費用が分かる請求書又は領収書
- 後見人等が家庭裁判所に初回報告で提出した財産目録の写し
- 申請者と本人の続柄が分かる書類の写し

2 本人(被後見人等)に関する書類 ※全員提出が必要

- (1) 知的障がい者、精神障がい者の場合
 - 知的障がい者、精神障がい者であることを示す書類
- (2) 生活保護受給者の場合
 - 生活保護受給者であることが分かる書類
- (3) 要綱第8条第2項第2号に該当する者の場合
 - 世帯全員の住民票
 - 世帯全員の最新年度の住民税課税証明書
 - 資産等申告書(別紙1)及び添付書類
- (4) 要綱第8条第2項第3号に該当する者の場合
 - 上記(3)の書類
 - 費用負担が困難であることの分かるもの(事前に町へご相談ください。)
- (5) 上記(3)~(4)に共通
 - 世帯全員の預貯金通帳の写し

3 申立を行った親族に関する書類 ※該当する場合のみ提出が必要

- (1) 生活保護受給者の場合
 - 生活保護受給者であることが分かる書類
- (2) 要綱第10条第2号イに該当する場合
 - 世帯全員の住民票
 - 世帯全員の最新年度の住民税課税証明書
 - 資産等申告書(別紙1)及び添付書類
- (3) 要綱第10条第2号ウに該当する者の場合
 - (2)の書類
 - 費用負担が困難であることの分かるもの(事前に町へご相談ください。)
- (4) 上記(2)~(3)に共通
 - 預貯金通帳の写し
 - 被後見人との関係が分かる戸籍謄本

資産等申告書（申立費用補助金）

年 月 日

砥部町長 様

申請者氏名

申立人、被後見人等及び申立人・被後見人等と生計を一にする親族の資産等について、下記のとおり申告します。

記

1 申立人、被後見人等及び申立人・被後見人等と生計を一にする親族

氏名	被後見人等との続柄	市町村民税課税状況
	本人（被後見人等）	非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税
		非課税 ・ 課税

2 申立人及び被後見人等の資産等の状況

種 別	金額（円）		資料 番号
	申立人 ※申立人が親族の場合に記載	被後見人等	
現 金			
預貯金			
有価証券（株、債券等）※額面			
その他			
合計			
居住用以外の土地・家屋・ 貴金属等の所有の有無	無 ・ 有 ()	無 ・ 有 ()	

※世帯員全員の現金・預貯金・有価証券等の額をすべて記入してください。

※最新の状態にした預金通帳の写し（表紙、表紙の裏、残高記載部分）、有価証券等の所有が確認できる書類などを添付し、資料番号「1」、「2」・・・と右上に記入してください。